## 会第3号

滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 16 日

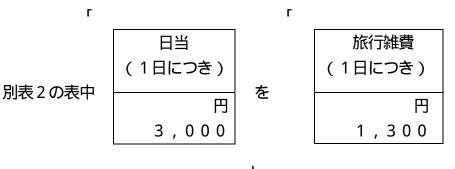
提 出 者

中 村 善一郎  $\equiv$ 治 浦 雄 克 辻 村 典 佐 野 高 宇 賀 武 中 沢 啓 子 谷 康 彦 西 Ш 勝 彦 江 弥八郎 畑 沢 享 子  $\blacksquare$ 正 梅 村 中 谷 夫 哲

滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員の報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第5項ただし書中「または」を「もしくは」に改め、「場合」の右に「または公用の交通機関により全路程を旅行した場合」を加える。



に改め、別表2第8項中「をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「18円」を「20円」 に改め、同表中第9項を第11項とし、第8項の次に次の2項を加える。

- 9 県内の旅行の場合(次項の適用を受ける場合を除く。)における旅行雑費の額は、この表に規定する額の10分の3に相当する額とする。
- 10 公用の交通機関または自家用自動車等による旅行については、旅行雑費は、支給しない。 ただし、公務上の必要その他特別の事情があるものについては、滋賀県旅費支給条例(昭 和46年滋賀県条例第11号)の規定の例により、旅行雑費を支給する。

別表3の表を次のように改める。

区 分	金	額
居住地から招集地までの距離が路程2キロ		円
メートル未満である場合	1,30	0
居住地から招集地までの距離が路程2キロ		
メートル以上10キロメートル未満である	2,10	0
場合		
居住地から招集地までの距離が路程10キ		
ロメートル以上20キロメートル未満であ	2,80	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程20キ		
ロメートル以上30キロメートル未満であ	4,20	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程30キ		
ロメートル以上40キロメートル未満であ	5,30	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程40キ		
ロメートル以上50キロメートル未満であ	5,80	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程50キ		
ロメートル以上60キロメートル未満であ	7,60	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程60キ		
ロメートル以上70キロメートル未満であ	8,50	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程70キ		
ロメートル以上80キロメートル未満であ	9,60	0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程80キ		
ロメートル以上90キロメートル未満であ	10,00	0 0
る場合		
居住地から招集地までの距離が路程90キ		
ロメートル以上100キロメートル未満で	10,20	0 0
ある場合		
居住地から招集地までの距離が路程100		_
キロメートル以上である場合	10,5	0 0

## 付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行および施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分および施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。